

東久留米市地域福祉計画
(第3次改定)

新たな“つながり”づくり

概要版

平成27年3月

東久留米市

I 東久留米市地域福祉の基本的な考え方

これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念

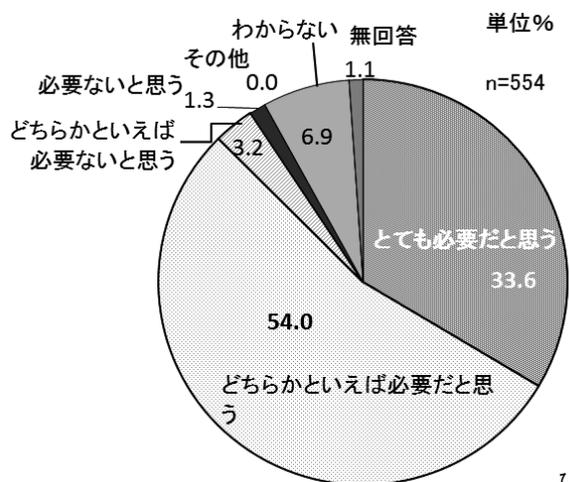
東久留米市地域福祉計画（第3次改定）の基本理念を、次のように定めます。

新たな“つながり”づくり

- 市民のライフスタイルや価値観の多様化、居住環境の変化に伴い、「住みよい地域づくり」をみんなで考える必要があります。
- さまざまな災害を経験する中で、あらためて人と人とのつながりをみんなが大切にし、住みよい環境をつくっていくことが求められています。
- 従来取り組まれてきた福祉活動をはじめとして、支え合うネットワークの大切さ、誰もが参加できるしくみ・機会が求められています。
- こうした市民一人ひとりの思いをおのおのの取り組める範囲でつなぎながら、必要な支援を受けられる地域社会づくりが求められています。

【図表 地域のつながり、支え合い】

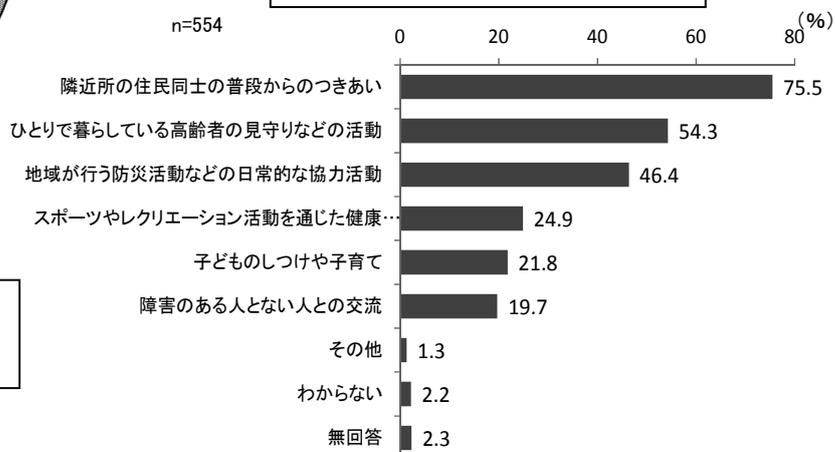
現在の地域での暮らしにおける「地域のつながり」の必要性



アンケートより

「地域のつながり」が必要だと思う市民の多さ

地域の人々が支え合っていく上で大切だと思うこと(〇は3つまで)



アンケートより

隣近所の住民同士の普段からのつきあいが大切だと思う市民の多さ

(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成26年3月))

II 本市における地域福祉のめざす取り組み

本市における地域福祉の推進を図るため、次の4点からの取り組みを進めます。

1 地域における「新たな支え合い」をつくりだす

地域においては、様々な生活課題への取り組みがなされている一方で、市民一人ひとりには見えにくく、相談先や相談方法がわからないために解決につながらない場合も多く想定されます。

まず、一人ひとりが生活する地域を基本に、相談や連絡が気軽にできるようにするしくみが必要です。

また、そうした悩みや課題を抱えて孤立してしまうことのないように、それぞれができる範囲で支え合えるしくみをつくる必要があります。

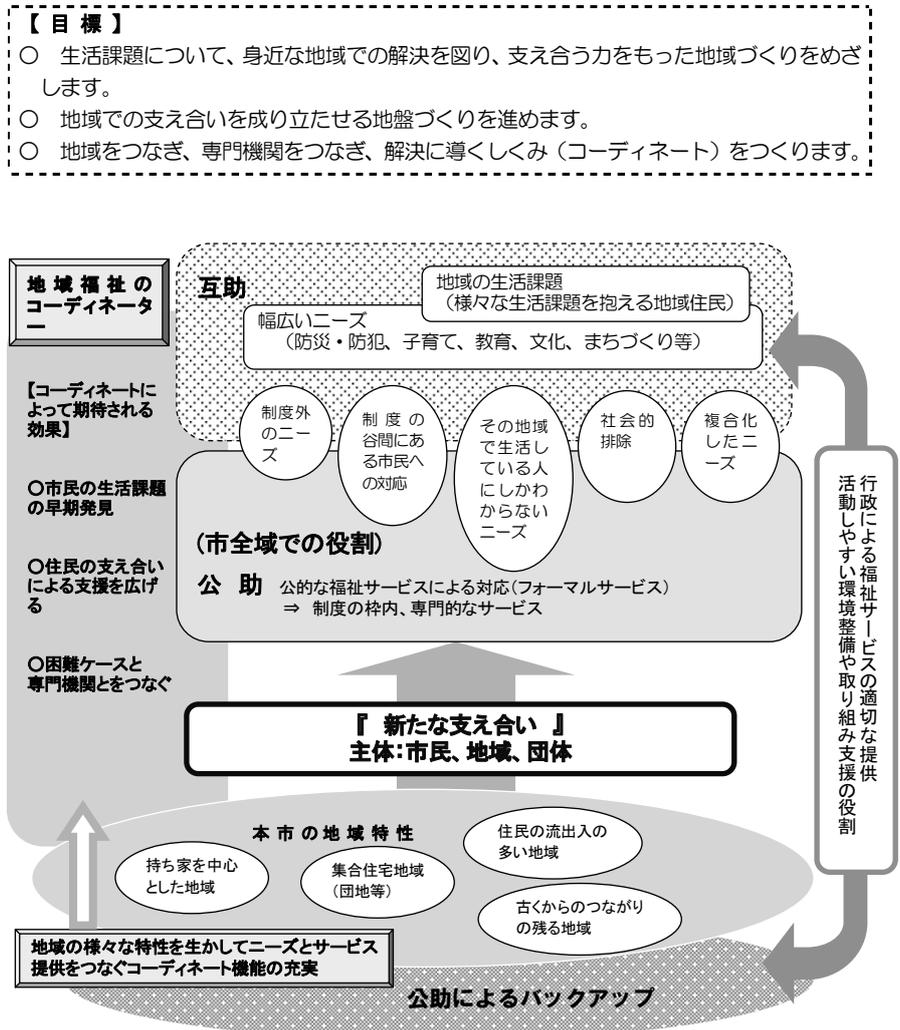
こうした、市民一人ひとりの課題解決のために、地域でつなぐ役割を果たすことを目指した、コーディネートのしくみづくりを進める必要があります。

また、住み慣れた地域社会においても、市民の目の届かない、あるいは市民による解決の困難な福祉課題が生じており、行政をはじめとした公的な機関による専門的、かつ迅速な対応が求められる場合があります。こうした課題を未然に防ぐためのしくみ（セーフティネット）を市民と行政、専門機関とが連携・協力して構築し、福祉課題の解決を早めることも重要な課題となってきます。

このように、地域における「新たな支え合い」にもとづくネットワークづくりを進めることが求められています。

地域における「新たな支え合い」概念図

～ 互助の支援、公助の充実、地域福祉コーディネーターの育成 ～



2 「地域包括ケアシステム」を推進する

「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が途切れることなく一体的に提供されるしくみとして、今後市が中心となって取り組んでいくしくみです。

本計画においても、この地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを念頭に置きながら、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

3 生活困窮者自立支援法にもとづく取り組み（平成27年度施行）

- 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、様々な支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することが必要となります。そのため、本市において包括的で横断的な取り組みが欠かせません。
- 生活困窮者が孤立したままでは、主体的な参加に向かうことは困難です。一人ひとりが社会の一員としてのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得られるよう、支援するしくみが必要です。
- こうした支援体制の構築等取り組みをつうじて、「地域で支えられていた人」が「支える人」として地域社会に参画できるようにすることをめざします。
- 地域での自立した生活を営めるようにするための「安心」のしくみとして、学び、就労する環境への支援を通じて、若い世代が未来に希望を持てるようにすることが望ましいことから、本計画中に方針と取り組みを示す必要があります。

4 災害時等要援護者対策の推進

- 平成25年の災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、各取り組みが求められています。

- 特に要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。

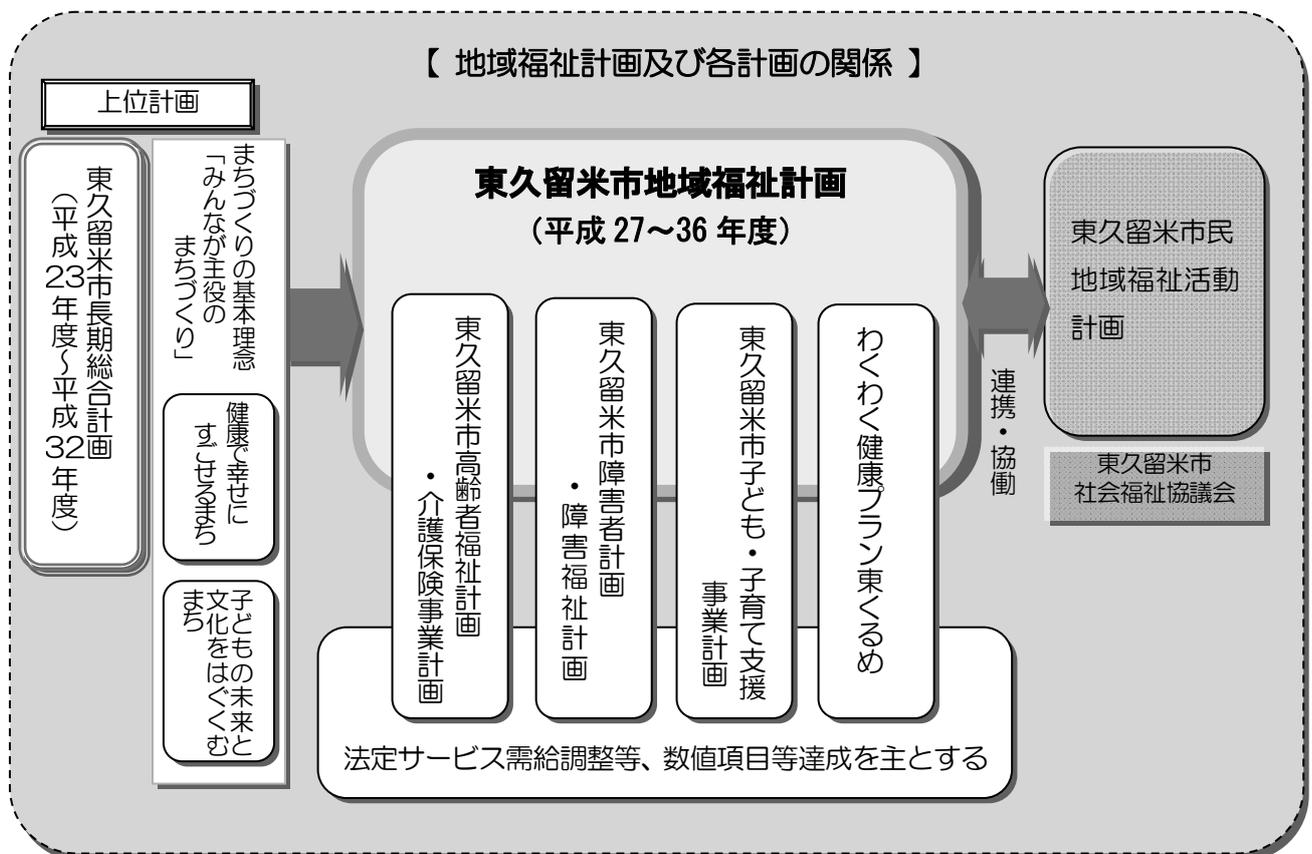


【 水川台自治会災害時支援隊員の皆さん 】

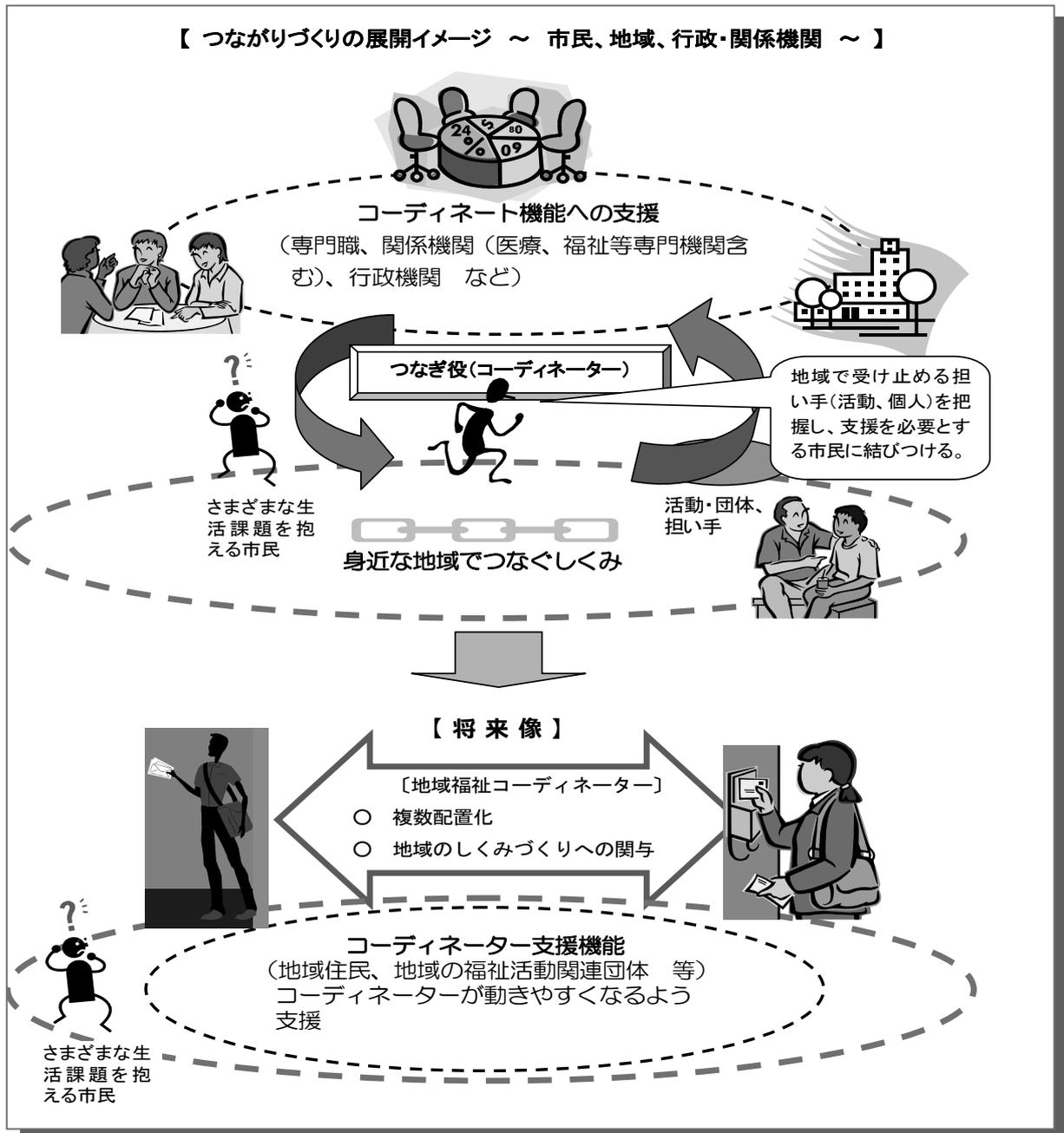
- 本計画においても、支援を必要とする市民の安全・安心を守り高めることは重要課題であることから、体系中の施策として盛り込み、その進捗を図っていく必要があります。
- 取り組みを進めるうえで、支援を要する市民の状況を的確に把握することは非常に重要であることから、情報の把握・更新等の取り組みを充実していきます。

Ⅲ 計画の位置づけ・性格、計画の期間

- 本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく行政計画です。本条に則して地域における福祉への関わり、地域課題解決のための取り組み、ならびに市民を含めた多様な支え合いのしくみづくりを市民と行政、事業者、団体が連携・協働のもとに一体となって進めていくものです。
- 本計画は、福祉分野の部門別計画として、地域福祉の観点からすべての市民が生活を支え合えるしくみづくりをめざすものです。
- 本計画は、協働と参加にもとづく地域社会づくりをめざすものです。
- 10 年間の中長期の視点に立った本市の地域福祉分野のあるべき姿を明らかにするとともに、市民主体の福祉活動への支援を重視するものです。
- 計画の期間は、平成 27（2015）年度～36（2024）年度までの 10 か年とします。
 なお、本計画は、保健福祉、まちづくりをはじめとした様々な分野の進捗をふまえつつ、市民と行政との協働を重視した計画であるため、進捗のフォロー、他の計画との整合性に配慮しながら取り組むものとします。



IV 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネーター



地域福祉コーディネーター（仮称）の育成

- 地域での身近な相談支援に対応するとともに、制度やサービスにつないだり、地域の人々や関係機関（民生・児童委員、地域包括支援センター等）との間でのネットワークづくり等、地域を「つなぐ」役割を果たすしくみとして、地区・活動を検討の上、モデル事業として試行、実施を図ります。
- 今後、コーディネーターの役割、機能等、具体的な制度創設に向けた情報収集、事例研究を行い、市内モデル地区等での実施に結び付けていくこととします。

V 地域の福祉課題に対応する ⇒ 「自助」、地域での「互助」のしくみの充実

地域における福祉課題解決のため、市民一人ひとりの取り組みである「自助」と、支え合いによる「互助」の取り組みの充実を図るため、きめ細かな視点からの施策を進めていきます。

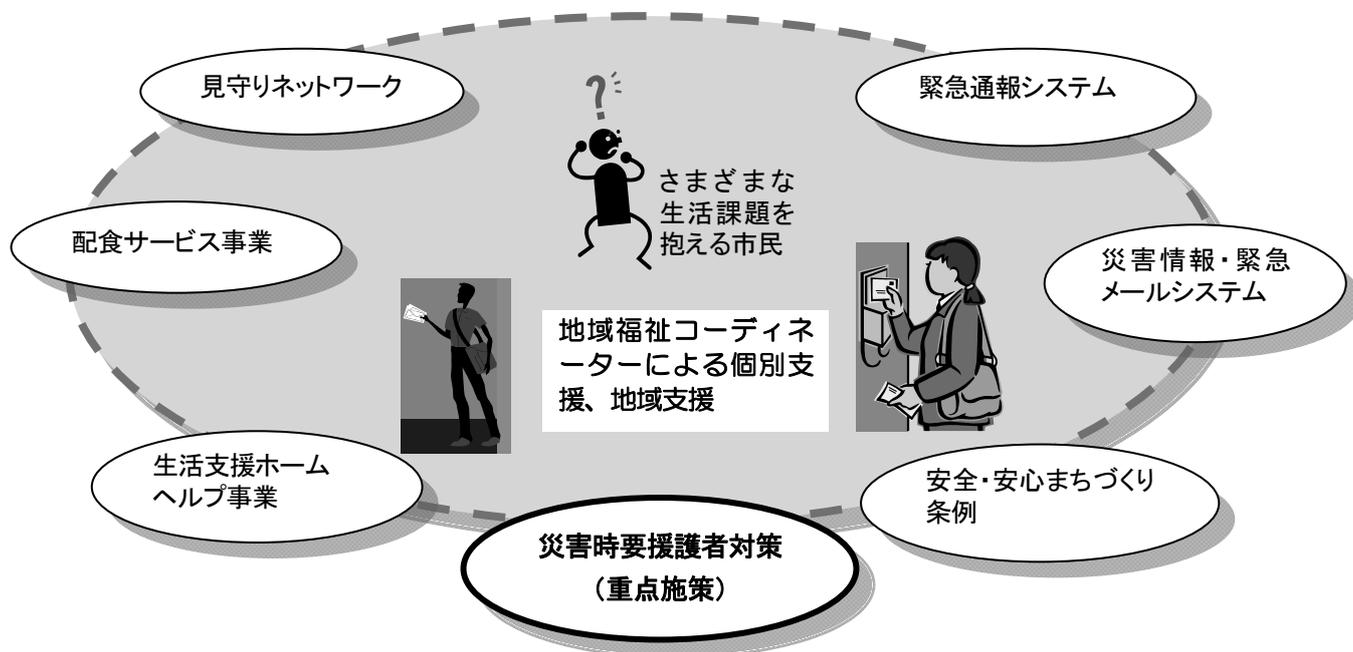
「支援付き地域」づくり

- 地域の福祉課題解決に向けた取り組みを図るためには、それぞれの地域ごとの活動、民生委員やボランティア等、人的資源等と公的サービスとを適切に組み合わせながら、必要とされる方に一体的に提供されるようにすることが必要です。

このためには、個々の課題への対応を通じて地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関など公的な対応で担うことなどを「しくみ」として定着化させていくことが重要であり、地域福祉コーディネーター等のつなぐ働きの充実を図っていきます。

【 地域で福祉課題に対応するイメージ 】

～ 様々な支援メニューを地域でつなぐ ～



VI 地域福祉を推進する公助の役割 ⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実

地域で生じている福祉課題の中には、自助、互助では対応の難しい、複雑で解決の困難なものがあります。また、公的サービスの谷間にあるニーズなど、専門機関の支援を必要とする課題も想定されることから、市民との協働を通じて、公的な支援や適切なサービス提供等に結びつくよう、施策を充実していく必要があります。

- 制度外ニーズ、谷間に位置する課題の発見、コーディネート（発見から適切なサービス提供へとつなぐしくみ）
- 地域特有のニーズ（個別施策の充実、計画的展開）
- 社会的援護（専門的介入、迅速な解決、関係機関との連携重視）
- 複合化したニーズ（継続支援の重視）

1 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備

(1) 相談窓口、コーディネート機能の強化

- 各種相談対応のしくみの充実、ニーズと提供側とを結びつけるコーディネート機能の整備充実

(2) 権利擁護体制、サービスの質の確保

- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業＝福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等）、成年後見制度等のわかりやすい周知、PR
- 地域包括支援センター、成年後見推進機関等の関係機関との連携による制度利用の促進
- 東久留米市社会福祉協議会との調整（成年後見監督人等の受任）

2 利用者への情報提供の充実

- インターネット等情報ツールを活用した個別的な情報提供・相談体制の充実

3 在宅療養の推進 ～在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～

- かかりつけ医等地域の身近な医療機関による在宅療養の充実が進む中で、福祉・介護と医療の連携がますます重視されることから、広域での取り組みをふまえ、介護・医療のネットワークづくりを進める必要があります。
- 市民は、在宅での医療サービスの利用に関する正しい知識と身近で利用できる機関などの情報を共有し、備えることが求められます。そのためには、市民への医療サービス等に関する情報提供を充実させるとともに、在宅療養の相談機能の充実や適切なサービスの利用方法の普及啓発などの充実が求められます。

4 生活自立支援施策の充実

本市では、生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施します。

任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等については、必須事業を開始した後に検討します。

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施にあたっては、生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を適切な支援へとつなげることのできるよう、福祉部門をはじめとした庁内関係部局と連絡調整体制を構築し、制度理解さらに課題共有したうえで解決へと導く一歩進んだ連携が必要になります。また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給し、早期就労に向けた取り組みをハローワーク等と連携しながら推進していきます。

市民への制度の周知、特に生活困窮状態に陥っている市民の早期把握には地域が重要な役割を果たします。また、生活困窮者が社会的に孤立しないように地域との連携も必要となってきます。そこで、民生委員や自治会等には、制度の周知とともに相談員に対して気軽に相談できるよう、顔が見える関係づくりを推進していきます。

(2) 連携に基づく事業推進の視点

自立相談支援事業を実施するにあたり、庁内連携で生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を早期に把握するため、生活保護相談で受給に至らなかった者、民生委員、税金・保険料・公共料金の滞納状況等、地域包括支援センター等、保健師等の活動、各相談窓口、学校関係等関係機関との連携を図ります。



【 落合川・いこいの水辺 】

5 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進

- 避難支援計画の対象者となる災害時要援護者（75歳以上の高齢者、寝たきりで自力歩行が困難な者、心身等に障害がある者など）について、災害時要援護者台帳システムの登録者は平成26年7月末時点で1,741人となっています。同システムの登録者情報は随時更新し、継続していきます。

「避難行動要支援者名簿」を整備した段階で上記「台帳システムの登録者」との整合・整理を図り、避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、平常時から消防機関や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供していくこととします。

6 参加と交流の促進

- 社会参加の促進（就労の促進、学習活動の機会や場の提供、障害者が自立し、文化的生活を営むための学習活動、個々の条件に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進）
- 交流の促進（当事者同士の交流、地域でのつながりの体験と地域からしくみづくりを進められる環境を整備）

7 福祉のまちづくりの推進

- 「東京都福祉のまちづくり条例」の周知等推進



【社協キャラクターのくるみちゃん（左）と東京都民生児童委員連合会キャラクターのミンジーと一緒に】

【 主要施策等と期別推進計画 】

主要施策・関連事業 等	事業・活動主体 役割
-------------	------------

〔 新たな支え合いをめざす 〕

ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり (地域福祉コーディネーターの育成)		市、社協、事業者等関係団体、市民・地域関係団体 (実施に向けた協議体を構成、実施計画を作成、事業展開、役割分担を検討)
前期3か年 (27~29年度)	中期3か年 (30~32年度)	後期4か年 (33~36年度)
<input type="checkbox"/> 啓発・PR <input type="checkbox"/> 人材の選出、研修、配置 <input type="checkbox"/> 活動支援環境整備 <input type="checkbox"/> モデル事業試行、成果・課題共有 <input type="checkbox"/> 活動指標づくり、充実方策の検討 <input type="checkbox"/> 他地域での推進検討	<input type="checkbox"/> コーディネート事業推進 <input type="checkbox"/> 人材の選出、研修、配置 <input type="checkbox"/> 活動支援環境整備 <input type="checkbox"/> 指標による活動評価	<input type="checkbox"/> コーディネート事業推進 <input type="checkbox"/> 人材の選出、研修、配置 <input type="checkbox"/> 活動支援環境整備 <input type="checkbox"/> 指標による活動評価

〔 地域の福祉課題に対応する 〕

「支援付き地域」づくり		市、社協、事業者等関係団体、市民・地域関係団体
前期3か年 (27~29年度)	中期3か年 (30~32年度)	後期4か年 (33~36年度)
<input type="checkbox"/> モデル圏域等設定に基づく地域づくり	<input type="checkbox"/> 充実(他圏域の選定、実施含む)	<input type="checkbox"/> 充実

〔 地域福祉を推進する公助の役割 〕

利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備 ・相談窓口、コーディネート機能強化 ・権利擁護体制、サービスの質の確保		事業者等関係団体、社協、市、成年後見推進機関 等
前期3か年 (27~29年度)	中期3か年 (30~32年度)	後期4か年 (33~36年度)
<input type="checkbox"/> 整備、充実	<input type="checkbox"/> 整備、充実	<input type="checkbox"/> 整備、充実

利用者への情報提供の充実		事業者等関係団体、市 等
前期3か年 (27~29年度)	中期3か年 (30~32年度)	後期4か年 (33~36年度)
<input type="checkbox"/> 推進	<input type="checkbox"/> 推進	<input type="checkbox"/> 推進

在宅療養の推進		医療・介護関係機関、市、都、近隣自治体（二次医療圏）
前期3か年 (27~29年度)	中期3か年 (30~32年度)	後期4か年 (33~36年度)
<input type="checkbox"/> 実施、推進に向けた協議 <input type="checkbox"/> 事業実施	<input type="checkbox"/> 推進	<input type="checkbox"/> 推進

主要施策・関連事業 等	事業・活動主体 役割
-------------	------------

生活自立支援施策の充実		市、関係団体
前期3か年（27～29年度）	中期3か年（30～32年度）	後期4か年（33～36年度）
○自立相談支援事業の実施 ○任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等）の実施に向けた検討	○推進	○推進

災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進		市、関係団体、自主防災組織・自治会 等
前期3か年（27～29年度）	中期3か年（30～32年度）	後期4か年（33～36年度）
○災害時要援護者台帳システムの充実等、計画の推進	○推進	○推進

参加と交流の促進		市、市民、関係団体
前期3か年（27～29年度）	中期3か年（30～32年度）	後期4か年（33～36年度）
○促進	○促進	○促進

福祉のまちづくりの推進		市、民間企業等
前期3か年（27～29年度）	中期3か年（30～32年度）	後期4か年（33～36年度）
○推進	○推進	○推進

東久留米市地域福祉計画（第3次改定）
新たな“つながり”づくり
概要版
平成27年3月

発行：東久留米市
編集：東久留米市福祉保健部福祉総務課
住所：〒203-8555
東久留米市本町三丁目3番1号
電話：042-470-7777（代）
e-mail：fukushisomu@city.higashikurume.lg.jp